

氏名(本籍)	にしむらあきお 西村秋生(東京都)		
学位の種類	博士(医学)		
学位記番号	博甲第1,403号		
学位授与年月日	平成7年3月23日		
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当		
審査研究科	医学研究科		
学位論文題目	青年期の反社会的・非社会的行動と映像メディアの関係についての精神保健学的研究		
主査	筑波大学教授	医学博士	河野邦雄
副査	筑波大学教授	保健学博士	加納克己
副査	筑波大学教授	医学博士	白石博康
副査	筑波大学教授	医学博士	三澤章吾
副査	筑波大学助教授	医学博士	中野秀樹

論文の要旨

〈目的〉

青年期の不適応行動には反社会的行動、非社会的行動の2側面がある。米国においては、映像メディアの暴力描写が暴力傾向という反社会性をもつ視聴者に及ぼす影響の有無と、これに対する対応策は、1960年代から欧米の精神保健学領域で大きなテーマとなっており、先行研究も多い。しかし本邦においては、両者の関係に関する詳細な研究はない。また社会的ひきこもりという非社会性を持つ群に映像メディアが及ぼす影響については、国内外ともに現在のところ先行研究が見られない。本論文は、1)本邦における映像メディアの暴力描写が視聴者、特に暴力傾向という反社会性をもつ群に及ぼす影響の有無、またこれに対する対応策の精神保健学的検討、2)映像メディアの視聴が、日本独自の社会的ひきこもりという非社会性をもつ群に及ぼす影響の有無、を調べる目的で、2つの調査研究と、症例研究をおこなう。

〈対象並びに方法〉

1. 調査研究-A. 調査1：教護院施設に入所中の中学生40名と、公立中学校在学中の中学生59名を対象とし、幼少時におけるテレビ視聴の程度、印象に残っている番組名、視聴時の同伴者の有無・種類、視聴時の会話の有無に関して、個別面接調査をおこない、比較検討した。

調査研究-B. 調査2：小・中学校生835名を3群に分け、それぞれに対し、評価の異なる3種のコメントを与えた後、暴力行為を描写した映像を放映した。この映像に対する感想を、7項目、5段階評価で質問した。同時にY-G性格検査を施行した。得られた結果をコメントの異なる群別、性格分類別に比較検討した。

2. 症例研究：筑波大学付属病院外来及び都内精神科クリニックを受診した社会的ひきこもりを主訴とする症例のうち、初診時あるいは経過中に特に映像メディアの視聴に関する供述が本人あるいは家族から得られた9例を対象とし、映像メディアと症例の経過との関わりについて検討した。

〈結果〉

1. 調査研究－A. 調査1：施設群が幼少時に見ていたテレビ番組は、一般群に比して暴力的な内容のものが多かった。この傾向は男女ともみられたが、特に男子に顕著であった。また、視聴時の周囲の環境に関しては、施設群は視聴時に周囲にいる人物との関わりが少ない傾向があった。

調査研究－B. 調査2：感想を問う質問7項目のうち、質問娯楽的コメント群が教育的コメント群及び無評価コメント群に比して、暴力映像を残酷だと思わず、模倣したいと感じる傾向が認められた。男女別に見た場合、男子では娯楽的コメント群が他の2群と比べて模倣欲求が高く、女子では娯楽的コメント群が他の2群より残酷と思わない傾向があった。性格傾向分類別の比較で回答差が認められたのは、質問項目のうち現実認識の変化に関する項目であった。

2. 症例研究：社会的ひきこもり症例の中に、ビデオへの耽溺という現象が存在し、その耽溺傾向の違いから、「収集型」と「鑑賞型」に分類された。「収集型」はひきこもりが遷延化しがちであり、また回復後は収集傾向が消失するのに対し、「鑑賞型」は回復が比較的容易で、回復後も鑑賞が趣味として残存することが解った。保護者がとるべき望ましい態度として、「収集型」では受容と、早期に症例が医療機関を受診する方向に努めることがひきこもりの改善に有効であるが、「鑑賞型」では症例の映像視聴に対し積極的に協調することが有効である事が解った。

〈考察〉

今回の反社会性不適応行動に対する調査研究は、これまで諸外国の先行研究で指摘されてきたように、幼少時に暴力的な映像を視聴することが視聴者の暴力傾向を促進する可能性があるという継時的な関連が本邦においても存在することを、非侵襲的方法で実証できた。さらに、先行研究から漠然と指摘されていたように、映像による暴力傾向の促進は絶対的なものではなく、周囲の関与により変化させうることを、ごく短時間のコメント呈示でその後の視聴映像に対する評価が変化する、という方法をもって明確に証明した。子どもの映像視聴時における保護者の積極的な関与の有効性を示唆した点が有意義と考えられる。また、非社会性不適応行動に対する症例研究より、社会的ひきこもり症例の中に見られる映像への耽溺現象には、「収集型」と「鑑賞型」があり、「収集型」は「鑑賞型」よりひきこもりが遷延化しがちであるので注意が必要と思われる。対応の方法も型により異なるので、ひきこもり症例の保護者は、耽溺の型を見極め、それぞれの型にあった対応に心掛けることが必要であるといえる。

適応障害の反社会、非社会いずれの側面においても、映像メディアの影響は無視出来ない。その影響力を子どもの生育にとって有効に活用するために、保護者は視聴を制限するばかりでなく、積極的に関与することが望ましい。

審 査 の 要 旨

現代青少年の心性に映像メディアの与える影響が大きいことはよく指摘されているが、それが反社会的、非社会的行動にどう影響し、どのような精神病理を生み出しているかについての実証的研究は乏しかった。本論文は、①教護院収容の非行少年と一般の中学生についてのテレビ視聴体験の比較、②テレビ番組に対する視聴態度と性格との関係、③典型的な非社会的行動である社会的ひきこもりの受療群における映像メディアの視聴体験と症例経過との関わり、について実証的、総合的に検討を行い、その結果映像メディアの視聴が暴力的・非社会的行動と関係していることを立証した。更にその影響が家庭内の視聴状況によって左右されることを示した。今後因果関係の立証その他、課題は残されているが、重大で緊急性のある問題に対する精神保健学的研究の先鞭をつけたものとして評価したい。

よって、著者は博士（医学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。